

制定 平成19年11月 2日中国運輸局公示第 91号  
改正 平成20年 2月 8日中国運輸局公示第137号  
改正 平成20年 9月26日中国運輸局公示第 92号  
改正 平成21年 3月18日中国運輸局公示第170号  
改正 平成21年10月13日中国運輸局公示第104号  
改正 平成22年 9月28日中国運輸局公示第 53号  
改正 平成25年 3月 8日中国運輸局公示第 94号  
改正 平成25年 7月11日中国運輸局公示第 18号  
改正 平成26年 3月19日中国運輸局公示第120号  
改正 平成27年 6月29日中国運輸局公示第 23号  
改正 平成27年10月21日中国運輸局公示第 62号  
改正 令和 元年12月13日中国運輸局公示第 50号  
改正 令和 5年11月24日中国運輸局公示第 79号  
改正 令和 6年 1月18日中国運輸局公示第 96号  
改正 令和 6年12月24日中国運輸局公示第 46号

## 公 示

### 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成16年9月30日付け中国運輸局公示第68号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成19年11月 2日

中国運輸局長 石 津 緒

記

#### 1. 適用する運賃適用地域

広島市域地区  
広島地区  
鳥取地区  
島根地区  
岡山地区

山口地区

2. 車種区分

広島市域地区、広島地区、鳥取地区 別表1のとおり

島根地区、岡山地区、山口地区 別表2のとおり

3. 区分の基準

広島市域地区、広島地区、鳥取地区 別表1のとおり

島根地区、岡山地区、山口地区 別表2のとおり

附 則

この公示は、平成19年11月2日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年2月8日から適用する。

2. 平成19年11月26日付け中国運輸局公示第105号「一般乗用旅客自動車  
運送事業（タクシー）の車種区分について」は、平成20年2月7日限りでこれ  
を廃止する。

附 則

この公示は、平成20年9月26日から適用する。

附 則

この公示は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この公示は、平成21年10月15日から適用する。

附 則

この公示は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この公示は、平成25年3月8日から適用する。

附 則

この公示は、平成25年7月11日から適用する。

附 則

この公示は、平成26年3月19日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年6月29日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年10月21日から適用する。

附 則

この公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年12月25日から適用する。

附 則

この公示は、令和 6年 1月18日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和 6年12月24日から適用する。
2. 今回改正の対象となった運賃適用地域である島根地区については、当面の間、改正前の運賃適用地域における車種区分（附則別表）を適用することとする。

別表 1

適用地域：広島市域地区 広島地区 鳥取地区

車種区分	区分の基準（自動車の大きさ等）
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員9人以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。</p>
大型車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）</p> <p>身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。</p>
普通車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員8人以下のもの及び小型自動車で乗車定員8人以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。</p> <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員8人以下のもの。</p> <p>普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8人以下のもの。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。</p>

別表 2

適用地域：島根地区 岡山地区 山口地区

車種区分	区分の基準（自動車の大きさ等）
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第 2 条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員 7 人以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。</p>
大型車	<p>普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 6 人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）</p> <p>身体障害者輸送車であって乗車定員 7 人以上のもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち排気量 2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 6 人以下のもの。</p>
普通車	<p>普通自動車のうち排気量 2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員 6 人以下のもの及び小型自動車で乗車定員 6 人以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車であって乗車定員 6 人以下のもの。</p> <p>道路運送車両法施行規則第 2 条に定める軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち排気量 2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員 6 人以下のもの。</p> <p>普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員 6 人以下のもの。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。</p>

附則別表

適用地域：旧島根県本土地区 旧島根県隠岐地区

車種区分	区分の基準（自動車の大きさ等）
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。</p>
大型車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）</p> <p>身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。</p>
普通車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。</p> <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。</p> <p>普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。</p>